

無線システム普及支援事業 (周波数有効利用促進事業)

拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため、防災行政無線（移動系）及び消防・救急無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図ることを目的とする。

1 施策の概要

150MHz 帯を使用する消防・救急無線並びに 150MHz 帯又は 400MHz 帯を使用する市町村防災行政無線を 260MHz 帯に移行させる市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。）に対し、国がその費用の一部を補助するもの。

- (1) 事業主体：市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む）
- (2) 対象地域：全市町村（財政力の弱い市町村を優先）
- (3) 補助対象：消防・救急無線と防災行政無線を 260MHz 帯へ移行する無線設備（デジタル無線方式）の整備費

(4) 負担割合：	国 1/2	市町村等 1/2
-----------	----------	-------------

2 イメージ図

